

## 【石材店様】

# 富田林霊園 墓碑等の建立工事施工時の注意事項

墓碑等の建立・追加彫刻・修繕・撤去など工事等は、申請手続きが必要です。

(1) あらかじめ、申請書を提出して工事の許可を受けてください。

申請に必要なもの ① 霊園臨時使用許可申請書(施工者・墓地使用者とも押印不要)  
② 位置図 ・その他の参考図面  
③ 臨時使用料

(2) 申請手続きは、環境衛生課で月曜から金曜の間(年末年始・祝日等を除く。)に行ってください。(盆・彼岸等の期間は、工事禁止日に準じます。)

(3) 申請書の提出は、工事予定日の1カ月前から3日前までに行ってください。

霊園臨時使用料を納付ください。

墓碑等の施工工事をされる場合は、申請時に霊園臨時使用料を納めていただきます。

(1) 臨時使用料 ※できるだけおつりが出ないようご協力をお願いいたします。

|       |          |        |          |        |
|-------|----------|--------|----------|--------|
| 1日につき | Aタイプ(2㎡) | 1,010円 | Bタイプ(3㎡) | 1,520円 |
|       | Cタイプ(4㎡) | 2,030円 | Dタイプ(6㎡) | 3,050円 |

(2) 申請の際に、環境衛生課窓口にてお支払いください。

墓碑等を設置する場合の制限

(1) 巻石、石碑等の形状、寸法、彫刻文字等に次のような制限があります。

(2) あらかじめ、確認のうえ建立準備作業を行ってください。

(3) 彫刻文字について宗教上の慣習等により、本霊園のきまりにそった彫刻ができない場合は、前もって環境衛生課に相談してください。

| 項 目      | 制 限 事 項                                         |
|----------|-------------------------------------------------|
| 囲 障 (巻石) | 高さ：墓所区割石(地面)からの高さが30cm以下<br>境界からそれぞれ1cm以上控えること。 |
| 盛 り 土    | 高さ：囲障の高さまで                                      |
| 玉 垣      | 高さ：囲障の高さが50cm以下                                 |
| 墓 碑 等    | 高さ：盛り土面からの高さが2m以下                               |
| 植 栽      | 高さ：2m以下に整姿できるもの                                 |
| 墓碑の家名    | 墓碑の家名は、使用者の姓とし、建立者名としては、<br>使用者の姓名を記すること。       |
| 墓碑の方位    | 第1区～第7区・10区⇒南向き<br>第8区⇒東向き<br>第9区⇒南東向き          |

#### 工事施工について

- (1) 工事に入られる日は、施工前及び施工後に必ず管理事務所に報告してください。
- (2) この場合、工事予定表を提出して工事の確認を受けてください。
- (3) 工事禁止期間(詳しいお日にちは環境衛生課へご確認ください。)
  - ① お盆
  - ② お彼岸(春分・秋分の日を中日として前後3日)
  - ③ 年末年始(12月27日から翌年1月6日)
  - ④ その他霊園が別に指定する日
- (4) 工事許可時間帯(工事は、次の時間内に行ってください。)  
午前9時～午後4時30分

#### 作業中の注意事項並びに後片付け等について

- (1) モルタル練りは、多少にかかわらず「ふね」「鉄板」等を使用すること。
- (2) 土、砂利等は、道路等に直に置かずに必ず「シート」を使用すること。
- (3) 墓域内での材料等の運搬は、手押し車を使用すること。  
(動力付の運搬車は、使用できません。)
- (4) 霊園内での工事車輛の乗り入れは、外周道路までとします。
- (5) 工事用の残土、モルタル、資材等は持ち帰ること。
- (6) 工事用水は、散水栓を使用すること。(墓参用の水汲み場は使用できません。)
- (7) 使用工具等を洗う場合は、霊園管理事務所職員の指示に従うこと。
- (8) 霊園内での営業活動は、禁止しています。立て札、張り紙等は設置できません。
- (9) 安全には十分配慮し、墓参者に危険を及ぼさないよう心がけること。

#### その他

これらの注意事項に違反した場合若しくは許可を得ないで工事を行った場合は、  
本市に1  
過料を科す場合がありますので、十分にご承知ください。

お問い合わせは・・・

富田林市 市民人権部 環境衛生課

☎0721-25-1000(内線147・149)

〒584-8511 富田林市常盤町1番1号

富田林市役所4階3番窓口：平日9時～17時